

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 災害対策基本法の一部改正に対する修正

一 登録被災者援護協力団体に係る修正

1 中央防災会議等の委員として任命することができる者の追加等

中央防災会議及び都道府県防災会議の委員として内閣総理大臣又は都道府県の知事が任命することができる者に、登録被災者援護協力団体の代表者その他の自主防災組織を構成する者を追加し又は明記すること。
(災害対策基本法第十二条第五項及び第十五条第五項関係)

2 心身の障害に係る欠格事由の削除

被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち、役員のうち心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるものに該当する者のあることを削除すること。
(災害対策基本法第三十三条の二第三項関係)

3 補助

国は、登録被災者援護協力団体に對し、予算の範囲内で、被災者援護協力業務を適切に行うために

必要な資機材の整備等に要する費用を補助することができること。

(災害対策基本法新第三十三条の十二関係)

二 従事命令又は協力命令違反に対する罰則規定の削除

従事命令又は協力命令に従わなかった場合における罰則規定を削除すること。

(災害対策基本法第一百十三条関係)

第二 災害救助法の一部改正に対する修正

一 雇用契約等の活用

都道府県知事等は、救助に際し、従事命令又は協力命令を発することができる場合においても、できる限り、雇用契約、委託契約等の方式の活用に努めるものとする。

(災害救助法新第八条の二関係)

二 命令によらない場合における金銭の支給等

1 国及び地方公共団体は、一の雇用契約、委託契約等により救助に関する業務を行った者に対し、従

事命令又は協力命令を受けて救助に関する業務を行った者に対する実費弁償及び扶助金の支給に相当

する金銭の支給を行うとともに、当該支給が適切かつ円滑に行われるよう、所要の措置を講ずるものとする。

(災害救助法新第三十一条の三第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、従事命令又は協力命令を受けることなく救助に関する業務に相当する業務を行った者に対して金銭の支給その他必要な支援を行うため、所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害救助法新第三十一条の三第二項関係)

三 民間の多様な人材の積極的な活用

都道府県知事等は、救助の実施に当たっては、救助に関する業務について必要な知識及び経験を有する民間の多様な人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

(災害救助法新第三十一条の四関係)

四 従事命令違反に対する罰則規定の削除

従事命令に従わなかった場合における罰則規定を削除すること。

(災害救助法第三十二条関係)

第三 その他

その他所要の規定を整理すること。